

第 3 5 回高石市入札等監視委員会議事概要

開催日時	令和 6 年 6 月 2 5 日 (火) 午後 5 時 5 0 分～午後 7 時 2 0 分 高石市役所別館 1 階 会議室 1 1 3	
出席委員	3 名全員 (公認会計士 1 名、弁護士 1 名、大学教授 1 名)	
事務局	財 政 課：吉村課長、武田参事、橋本課長代理、中村係長、光川主任 事業推進室：石栗室長 都市計画課：藤本課長 施設管理課：松本課長代理、庄司係長 土木管理課：梅原課長、中村課長代理、坂田係長 上下水道課：伊奈課長、北口課長代理、植山主査、船富係長	
審議対象期間	令和 5 年 1 0 月～令和 6 年 3 月	
抽出案件	7 件	条件付き一般競争入札 ・ 6-14号線他管布設工事 (面整備) 通常指名競争札 ・ 庁舎別館空調設備更新工事AHP2, 8, 9 ・ 小高石筋他道路舗装修繕工事 ・ 交通安全施設等設置工事 (その 1) ・ (整備R5-4) 南海中央線他配水管整備工事(その3) ・ (改良R5-3) 中小路通り老朽管更新工事 ・ (改良R5-4) 加茂中通り他老朽管更新工事
一般競争入札	1 件	
公募型指名競争入札等	— 件	
通常指名競争入札	6 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会意見の内容	今期の入札契約手続きは概ね妥当である。	

委員	事務局
1 令和5年度下半期の工事請負に係る入札及び契約手続の運用状況について	
<p>組織として内部牽制は非常に重要である。財政と契約検査というのは、不正を防止するうえで、それぞれ牽制すべき立場であると考えてるので、今後も意識して運営していただきたい。</p>	<p>○ 令和6年4月の機構改革について事務局から説明があった。</p> <p>契約検査課と財政課が統合し、財政課内に財政係と契約検査係を配置することとなった。</p> <p>○ 入札及び契約の運用状況について事務局から説明があった。</p> <p>令和5年度下半期の令和5年10月1日～令和6年3月31日では、総契約件数が17件、契約金額の合計は6億3,804万2,900円、平均落札率は80.4%となっている。</p> <p>入札・契約方式別では、一般競争入札及び通常指名競争入札であり、随意契約、公募型指名競争入札については該当がなかった。</p> <p>発注機関別では、契約検査課発注分については、一般競争入札1件、通常指名競争入札が11件、上下水道課発注分については、通常指名競争入札が5件となっている。</p> <p>令和5年度下半期は、契約件数が17件、契約金額が約6億3,800万円と、前年度下半期と比較し、契約件数で6件、契約金額では約9,300万円の減少傾向となっている。</p> <p>令和5年度下半期の工事の特徴として、契約検査課発注分については、都市計画道路整備事業に伴う下水道工事である「6-14号線他管布設工事(面整備)」をはじめとする下水道の整備工事や舗装修繕工事を発注した。</p> <p>水道事業については、都市計画道路整備事業に伴う配水管整備工事や、昨年度から引き続き老朽</p>

	管更新工事を発注した。
2 令和5年度下半期における指名停止の状況、談合情報の状況及び契約解除の状況について	
<p>○契約解除について</p> <p>契約解除に至った理由は、 工事受注者の過失等による契約解除か。</p>	<p>○ 指名停止の状況、談合情報及び契約解除の状況について事務局から次のように説明があった。</p> <p>令和5年度下半期は2件の指名停止措置、1件の契約解除を行い、談合情報については該当は無かった。</p> <p>当該工事に係る設計業務の受注者による債務不履行等に起因し、工事に着手することが困難な状況となったため、工事受注者と合意の上、工事を取り止めることとなった。 発注者側の都合による契約解除である。</p>
3 抽出事案の審議について	
<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約金額、入札及び契約の方式、工事種別をバランス良く抽出した。また、参加業者がほぼ同一の水道工事を3件抽出した。</p> <p>○庁舎別館空調設備更新工事 AHP2, 8, 9</p> <p>「AHP」の意味は。</p> <p>「2, 8, 9」の意味は。</p>	<p>○ 抽出担当委員から抽出理由について次のような説明があった。</p> <p>契約金額、入札及び契約の方式、工事種別をバランス良く抽出した。また、参加業者がほぼ同一の水道工事を3件抽出した。</p> <p>エアーヒートポンプとって、空冷ヒートポンプの略称である。</p> <p>空冷ヒートポンプの2号機、8号機、9号機を指す。</p>

<p>○小高石筋他道路舗装修繕工事</p> <p>選定数の基準（6社以上）を満たすため、選定制限対象者を選定したとのことだが、辞退した業者は、本来は制限の対象者か。</p> <p>本案件の落札者はどうか。</p> <p>○交通安全施設等設置工事（その1）</p> <p>工事概要で側溝の改修とあるが、交通安全との関係は。</p> <p>経営事項審査を更新していない1社を除外したとの事だが、本審査の有効期間は。</p> <p>今回、除外した業者が本審査を更新していない理由は。</p> <p>○6-14号線他管布設工事（面整備）</p> <p>一般競争入札の事後審査は、どのようなことを行うのか。</p> <p>事後審査は、いつ行われたか。</p> <p>本工事規模で、参加者が19者というのは多いのか。</p>	<p>辞退した業者は制限の対象者ではない。</p> <p>同落札者については、本来、制限の対象者である。</p> <p>従前は、U字側溝の上に蓋を置いてるだけであったが、道幅が狭く、自動車の往来もあるため、高強度のボルト留めにしたことによって、がたつきが無くなり、通行の安全性が向上した。</p> <p>本審査の有効期間は1年7ヶ月であり、決算時期に審査を受ける業者が多い。</p> <p>入札前に当該業者へ確認すると、更新する意思はあるが、民間工事が忙しく、公共工事に参加することが難しいとの回答があった。</p> <p>落札候補者が決定した段階で、技術者の配置ができるか、経営事項審査の有効期間や入札参加資格で定めた点数を満たしているか等を、審査委員による客観的な視点から確認する。</p> <p>入札後の、令和5年9月28日に行った。</p> <p>本工事は、比較的大口径の雨水幹線を推進工法で整備する工事である。下水道の整備も進み、全国的に見ても推進工事件数は減少傾</p>
--	---

<p>○（整備 R5-4）南海中央線他配水管整備工事（その3）</p> <p>○（改良 R5-3）中小路通り老朽管更新工事</p> <p>○（改良 R5-4）加茂中通り他老朽管更新工事</p> <p>当該工事は、辞退者が少なく感じるが、これは工事内容によるものか、それとも業者の受注意欲が高いものなのか。</p> <p>水道管等の劣化の主な原因は。</p> <p>同日に5件入札執行し、各工事の落札者は次の入札に参加できないとのことだが、何に基づき制限しているのか。</p> <p>落札者は次の入札に参加できないとなると、別の業者が落札できるということであり、談合行為と同じロジックと受け止められると考えるが。</p> <p>○その他</p> <p>高石市契約関係規則要項集の一部改正について</p>	<p>向にあり、工事で使用する機械を保有する建設会社は、機械を償却しなければならないため、参加者が多い傾向にある。</p> <p>本市では、水道管の整備及び老朽管の更新工事に取り組んでいる最中であり、年間の発注件数も比較的多い。それもあって、管工事を希望する業者が多数登録しており、入札参加者も多い。</p> <p>管の割れや折れ、さらには管の中に錆の塊ができることにより、水の流れが悪くなることがある。</p> <p>高石市指名競争入札参加者選定基準第5条により、契約金額が1千万円以上の建設工事を受注した指名業者は、当該受注の日から6月は指名を行わないと規定している。</p> <p>参加者選定基準は、市内業者の受注機会確保の観点から設けられた規程であり、予定価格及び最低制限価格は事前公表していること、また入札の結果、最低制限価格でのくじ抽選となっている現在の状況において、本市としては問題は無いと考えている。</p>
--	--